

## 第 8 章 フィリピン共和国

### ア. 法体系

フィリピンの現憲法は、マルコス政権からアキノ政権へと移行した際に制定された、1987 年憲法典である<sup>1</sup>。大統領制、二院制、アメリカモデルの三権分立主義を採用している<sup>2</sup>。フィリピンは 14 の地域、コルディエラ行政区、ムスリム・ミンダナオ自治区、マニラ首都圏の計 17 地域に分けられる<sup>3</sup>。地域とコルディエラ行政区は法人格を持たないが、ムスリム・ミンダナオ自治区とマニラ首都圏は法律により、自治権が与えられている<sup>4</sup>。

一般地方自治体は、州 (Province)、市 (City)、町 (Municipality)、バランガイ (Barangay) からなり、バランガイを地方自治体の最小単位とし、バランガイが市・町を構成し、市、町が州を構成する<sup>5</sup>。州は日本の都道府県に近く<sup>6</sup>、条例の制定、決議の承認を行う<sup>7</sup>。

司法は、最高裁判所と下級裁判所に分かれる。下級裁判所は、3 層からなり、一番下の層は、市および町に設置された自治体裁判所 (Municipal Trial Courts) である。管轄が複数の市町にまたがる場合は、自治体巡回裁判所 (Municipal Circuit Trial Courts)、マニラ首都圏に設置されているものは首都圏裁判所 (Metropolitan Trial Courts) と呼ばれる<sup>8</sup>。第 2 層は地区裁判所 (Regional Trial Court)、第 3 層は控訴裁判所 (Court of Appeals) である。また、イスラム教徒のシャリーア巡回裁判所 (Shari'a Circuit Courts) とシャリーア地域裁判所 (Shari'a District Courts) がある<sup>9</sup>。

### イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

#### 1 2004 年女性とその子どもに対する暴力防止法 (Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004<sup>10</sup>)

女性とその子どもに対する暴力防止法は、女性と子どもに対する暴力を非親告罪 (public crime) と位置づけた<sup>11</sup>。さらに、女性と子どもに対する暴力を、公衆衛生の問題であると見なし<sup>12</sup>、被害者は最長 10 日間の特別有給休暇を申請することが可能となった<sup>13</sup>。また、

<sup>1</sup> 2005 年 12 月に憲法改正諮問委員会が、議院内閣制、一院制への以降を中心とする憲法改正の最新答申を提出している。詳細については遠藤 2006 を参照のこと。

<sup>2</sup> 遠藤 2006:185 ページ

<sup>3</sup> (財)自治体国際化協会 2004:125 ページ

<sup>4</sup> 同上

<sup>5</sup> 同上

<sup>6</sup> 同上:127 ページ

<sup>7</sup> Environment Australia for the Asia Pacific Economic Cooperation (APEC) 2000:p.2

<sup>8</sup> (財)自治体国際化協会 2004:121 ページ

<sup>9</sup> World Bank 2000

<sup>10</sup> 正式名称は、An Act Defining Violence Against Women and Their Children, Providing for Protective Measures for Victims, Prescribing Penalties Therefore, and for Other Purposes.

<sup>11</sup> Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Article 25

<sup>12</sup> NCRFW 2005:p.85

<sup>13</sup> Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Section 43

関係機関に、被害者に対して、カウンセリングからシェルター、法的支援などの支援を必ず提供するよう明示している<sup>14</sup>。

女性とその子どもに対する暴力防止法で規定されている暴力事件は、家庭裁判所としての指定を受けた地区裁判所が管轄となる。家庭裁判所がその地域にない場合は、指定を受けていない地区裁判所が管轄となる<sup>15</sup>。

被虐待女性症候群（Battered Woman Syndrome）<sup>16</sup>であると裁判所が認めた場合、加害者に暴力を振るった女性は刑事責任および民事責任が生じず、自己防衛の主張が可能となる<sup>17</sup>。また、被虐待女性症候群と判定されても、未成年の子どもの親権は女性に付与されるべきであると規定している<sup>18</sup>。

また、関係政府機関による協議会（Inter-Agency Council on VAWC）の設置を命じ、女性に対する暴力撲滅プログラムやプロジェクトの策定、職員の研修、および一連のイニシアティブの評価機構としての機能を割り当てている<sup>19</sup>。法の成立の同年に、実施細則が規定された。

## 2 その他の関連法

### （1）フィリピン家族法（Family Code of 1987）（1987年制定、1988年施行）

家族に関する規定が多数おかれている 1987 年新憲法を受けて、1987 年制定、1988 年に施行された。第 55 条で、法的別居の申請理由の 1 つとして「暴力」を規定している。法的別居の申立人、夫婦の子、または申立人の子に対して、常習的な身体的暴力もしくは重大な虐待行為がある場合<sup>20</sup>、また、申立人に対して、宗教的または政治的な加入団体を変えさせようとする身体的暴力もしくは精神的圧力がある場合<sup>21</sup>、法的別居を申請できる<sup>22</sup>。

---

<sup>14</sup> 同上, Section 40

<sup>15</sup> 同上, Section 7

<sup>16</sup> アメリカの心理学者 Lenore Walker が 1970 年代に提唱した学説で（Fajardo 2006）、度重なる暴力により、虐待的な関係にある女性に見られる心理的、行動的な症状で、科学的に定義されたパターンがある（Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Section 3c）。2004 年にフィリピン最高裁判所で初めて、被虐待女性症候群が自己防衛の証拠となるかを問う判決が下された。暴力の加害者であった夫を殺害した女性のケースで、自己防衛は認められなかったが、裁判中に刑罰を完了したとして、保釈判決が下った（People v. Genosa 2004）。

<sup>17</sup> Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Section 26

<sup>18</sup> 同上, Section 28

<sup>19</sup> 同上, Section 39

<sup>20</sup> Family Code of 1988, Section 55(1)

<sup>21</sup> 同上, Section 55(2)

<sup>22</sup> ノリエド 2002:14,164-166 ページ

(2) 家庭裁判所法 (Family Courts Act of 1997<sup>23</sup>) (1997 年)

家庭裁判所の設置を規定している。

(3) 反レイプ法 (The Anti-Rape Law of 1997<sup>24</sup>) (1997 年)

反レイプ法は改定刑法典を修正するもので、レイプの定義を拡大し、夫婦間レイプを法的に犯罪として認定したが、妻による赦免があるときには刑事訴訟または刑罰が消滅すると規定した<sup>25</sup>。また、強姦罪の規定を、刑法典の「貞節に対する罪」章から「個人に対する罪」章に移した<sup>26</sup>。

## (4) レイプ被害者支援保護法 (Rape Victim Assistance and Protection Act) (1998 年)

フィリピンの各州・都市にクライシス・センターを設立し、レイプ被害者を支援・保護することを規定している。

### ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

女性とその子どもに対する暴力防止法の第3条において、「女性とその子どもへの暴力」とは、妻、元妻、性的関係・交際関係にある（あった）、または（加害者が）子どもを成した女性、もしくはその女性の子ども（嫡出子、非嫡出子を問わない）に対して行われ、家族の住居内であるかどうかに関わらず、身体的、性的、精神的損害、もしくは経済的虐待、およびこれらの行為をもたらすであろうすべての行為もしくは一連の行為を指し、これらの行為の脅迫、殴打、暴行、威圧、嫌がらせ、自由を奪う脅迫を含むと規定されている。

「身体的暴力」とは、肉体的、身体的危害をもたらす行為をいう。「性的暴力」とは、女性もしくはその子どもに対して行われる本質的に性的な行為であり、以下のような行為が含まれる。

- ①レイプ、性的嫌がらせ、みだらな行為、女性もしくはその子どもを性的対象として扱うこと、品位を落とすまたは性的にいかがわしい言葉を発すること、被害者の身体的な部分を攻撃すること、わいせつな映像などを見るよう強制すること、わいせつな行為を強制し、またはそれらを映像に残すこと、妻と愛人・恋人を夫婦の家に住ませること、もしくは虐待者と同じ部屋で寝よう強制すること。
- ②腕力、腕力を用いるという脅迫、身体的もしくは他の危害やそのような危害を加えるという脅迫、強要によって、被害者に性的な行為を行わせる、もしくは行わせようとする行為。

<sup>23</sup> 正式名称は、An Act Establishing Family Courts, Granting Them Exclusive Original Jurisdiction Over Child and Family Cases, Amending Batas Pambansa Bilang 129, As Amended, Otherwise Known As The Judiciary Reorganization Act Of 1980, Appropriating Funds Therefor and for Other Purposes.

<sup>24</sup> 正式名称は、An Act Expanding The Definition Of The Crime Of Rape, Reclassifying The Same As A Crime Against Persons, Amending For The Purpose Act NO. 3815, As Amended, Otherwise Known As The Revised Penal Code, and For Other Purposes.

<sup>25</sup> クマラスワミ 2001:91 ページ

<sup>26</sup> 太田 2000:413 ページ

③女性もしくは子どもの売春。

「精神的暴力」とは、脅迫、嫌がらせ、付け回し（ストーキング）、財産への侵害、嘲笑、侮辱、繰り返される言葉による虐待、背信といった、被害者に精神的もしくは情緒的苦痛をもたらす、もしくはもたらすであろう行為、もしくはそのような状態を放置することをいう。被害者が属する家族の成員の身体的・性的・心理的虐待、もしくはポルノグラフィ、ペットへの虐待を見せること、違法にもしくは意に反して、子どもの養育権、訪問権を奪うことを含む。

「経済的虐待」とは、女性を経済的に依存させるもしくは依存させようとする行為で、以下を含む。

- ①経済的援助の撤回もしくは、配偶者やパートナーが家族法第 73 条<sup>27</sup>に定められた合法的、道徳的判断にたつて反対する場合を除いて、被害者にいかなる合法的職業、ビジネスもしくはそれらの行為に従事させないこと。
- ②経済的資源や、夫婦やコミュニティの共有財産を使用する権利を剥奪する、もしくは剥奪すると脅迫すること。
- ③家族の財産を破壊すること。
- ④被害者自身の金銭や財産を支配すること、もしくは夫婦の金銭や財産を 1 人で支配すること。

また、処罰の対象となる暴力行為が第 5 条で定められており、第 6 条で刑罰が定められている。身体的暴力で、殺人（未遂を含む）、四肢切断に至った場合、改定刑法典に基づいて刑罰を課す。他の暴力行為に関しては、それぞれ暴力の度合いに応じて、長期刑（**prison mayor**）、長期勾留（**arreso mayor**）、もしくは矯正禁固（**prison correccional**）と決められている。また、禁固刑に加えて、加害者は 10 万ペソ以上 30 万ペソ以下の罰金を科され、心理カウンセリングもしくは精神病理治療の受診と裁判所への受診報告が義務付けられる<sup>28</sup>。

## **エ. 加害者に対する命令**

女性とその子どもに対する暴力防止法の第 8 条において、保護命令が規定されている。

保護命令は防止法に基づき、女性もしくはその子どもへのさらなる暴力行為を防ぐ目的で下される命令である。本法律に基づく保護命令には、 balan gay 保護命令、一時的保護命令、永久的保護命令がある。本法律に基づいて提示される保護命令は、以下のような救援を含む<sup>29</sup>。

<sup>27</sup> フィリピン家族法第 73 条では、「配偶者のいずれかは相手の合意なしに合法的な職業や活動に就くことができる。後者は、正当で深刻かつ道徳的な理由がある場合のみ、反対することができる。」と規定されている。

<sup>28</sup> **Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Section 6**

<sup>29</sup> 第 8 条において、11 項目にわたって規定されているが、具体的な運用方法については詳細不明である。

- ①被申立人が、本法律第5条に提示する行為（女性とその子どもに対する暴力行為）を行うと脅すことを禁じる。
- ②被申立人が嫌がらせを行うこと、立腹させること、電話をすること、連絡をとるなどして申立人に直接的もしくは間接的に意思疎通をはかることを禁じる。
- ③住居の所有者であるか否かにかかわらず、被申立人を、被害者保護の目的で一時的に、もしくは正当な権利が侵害された場合は永久に、申立人の住居から立ち退きや排除させる。被申立人が個人的努力によって住居から立ち退かなければならない場合、裁判所は、しかるべき機関が被申立人に同行して、被申立人の所持品を収集し被申立人を住居から護送することを命令しなければならない。
- ④被申立人に申立人や指定された家族、世帯員から、裁判所に指定された距離に離れるよう、また住居、学校、職場、その他、申立人や指定された家族、世帯員が頻繁に訪れる特定の場所から離れるよう命令する。
- ⑤所有者にかかわらず、申立人による、自動車その他本質的に個人的な動産の合法的な所有と使用を命令する。また職員が、被申立人が安全に自動車その他の本質的に個人的動産を確実に取り戻し、申立人もしくは被申立人の個人的所有物の撤去を監督するために、関係者の住居まで申立人に同行するよう、適切な法の執行を命令する。
- ⑥一時的もしくは永続的な、子どもの申立人への養育権を認める。
- ⑦被申立人にもし法的支援の権利が与えられるならば、女性またはその子どもへの支援を提供するよう命令する。他の法律に反しても、裁判所は適切な割合の被申立人の収入もしくは給与を、被申立人の雇用主が差し押さえ、女性に送金するよう命令しなければならない。送金または差押の失敗もしくは、正当な理由のない女性、子どもへの送金のいかなる遅滞も、被申立人もしくはその雇用主は、間接的な法廷侮辱罪を言い渡される。
- ⑧裁判所による、被申立人に対するあらゆる携帯用銃砲もしくは危険な武器の使用もしくは所有の禁止、または放棄の命令には、携帯銃砲の使用と所持に関するすべてのライセンスの取消と剥奪が含まれる。加害者が警察関係者（法律執行者）であるならば、裁判所は、加害者に対しては銃砲の放棄を、しかるべき機関に対しては加害者調査と適切な対応を、命令しなければならない。
- ⑨暴力を原因とする現行の危害に対する損害賠償は、財産への危害、医療費、育児費、収入の喪失を含むが、これに限定されるものではない。
- ⑩社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development）もしくはあらゆる適切な機関は、被害者にその必要とするものを提供するよう命じる。
- ⑪裁判所が、申立人や特定の家族、世帯員の保護と安全の提供のために必要性を認めるような他の形態の救援の提供は、申立人や特定の家族、世帯員の同意によって提供される。

一時的保護命令、永久的保護命令違反は、5,000 ペソから 5 万ペソの罰金、または 6 ヶ月の禁固により罰せられる<sup>30</sup>。

## オ. 司法手続

### 1 DV 司法手続の改善

2000 年に最高裁判所は、2001 年～2006 年司法改革行動計画（Action Program for Judicial Reform）に基づき司法手続を改善した。DV に関しては、次のような改善がなされた。DV 事件の告発の手続を容易にするため裁判所はあらかじめ各種書式を用意し、被害者は、法廷弁護士を必要とせずに申立書式（complaint form）に記入を行うことで、時刻を問わず、裁判所による救済を求めることができるものとする。裁判所は 24 時間開設され、夜間に発生しがちな DV 行為に対しても効果的に対応する。裁判所は、被害女性への子どもの親権付与や、犯罪者の給与から天引きするなどによる生活費の付与を行うことができ、またさらなる暴力を防止するため加害者が夫婦の家に滞在することを禁じることができる。さらに、家庭裁判所に入廷できるのは訓練を受けた裁判官のみと規定している<sup>31</sup>。

### 2 フィリピンの刑事手続

フィリピンの刑事手続は、憲法と裁判所規則（Rules of Court）第 3 部によって定められている<sup>32</sup>。

#### （1）告発

刑事手続を開始するためには、通常、被害者もしくは警察官から、検察もしくは裁判所へ告発状の提出が必要であり、検事が単独で事件捜査を開始することはない<sup>33</sup>。現行犯逮捕など、令状なしで逮捕できる場合を除き、警察は容疑者を拘束することなく事件を検察官に告訴する<sup>34</sup>。一定以上の法定刑の容疑の場合、予備尋問が必要である<sup>35</sup>。

#### （2）予備審問

告訴状を受け、予備審問が開かれる<sup>36</sup>。予備審問では、被告を召喚し、警察が提出した証拠に加え、被告側からの反対陳述書や補助証拠を考慮して、被告が罪を犯したと考える合理的な理由がある場合のみ、起訴状を発行する<sup>37</sup>。無令状逮捕の場合、予備審問なしに公判にかけることができるが、被疑者は予備尋問を要請することもできる<sup>38</sup>。

<sup>30</sup> Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Section 12

<sup>31</sup> NCRFW 2005:pp.57-99

<sup>32</sup> 池田 1999a:110 ページ; ヴィスタ 1993:111 ページ

<sup>33</sup> 同上

<sup>34</sup> ヴィスタ 1993:110-111 ページ

<sup>35</sup> Rules of Court, Rule 112, Section 1a

<sup>36</sup> 同上

<sup>37</sup> ヴィスタ 1993:110-111 ページ

<sup>38</sup> Rules of Court, Rule 112, Section 7

## (3) 令状逮捕

正式な起訴状を裁判所が受理すると、逮捕状が発行され、被疑者の身柄が拘束される<sup>39</sup>。

## (4) 罪状認否

裁判の初期段階で、罪状認否手続が行われる。罪状認否で被告人が有罪の答弁をした場合、裁判所は刑の言い渡しを行う。無罪の答弁をした場合は、公判準備、公判へと進む<sup>40</sup>。

## (5) 公判準備

公判準備は刑事事件では必ず行われる<sup>41</sup>。公判準備では、答弁取引、事実関係の合意、双方の書類の確認、証拠の許容性に関する異議放棄、被告人が起訴内容を認めるが合法防衛を訴える場合の公判順序の変更、公正で迅速な裁判を進めるべく必要なことが話し合われる<sup>42</sup>。

## (6) 公判

フィリピンの刑事手続規則は厳格であり、自白を被告人に不利な証拠として用いるためには、被告人と弁護人によって反抗を認める書類が作成されなければならないなど、捜査中に入手した関係書類等は、証拠規則に則ると証拠として利用できないことが多い<sup>43</sup>。

---

<sup>39</sup> ヴィスタ 1993:111 ページ

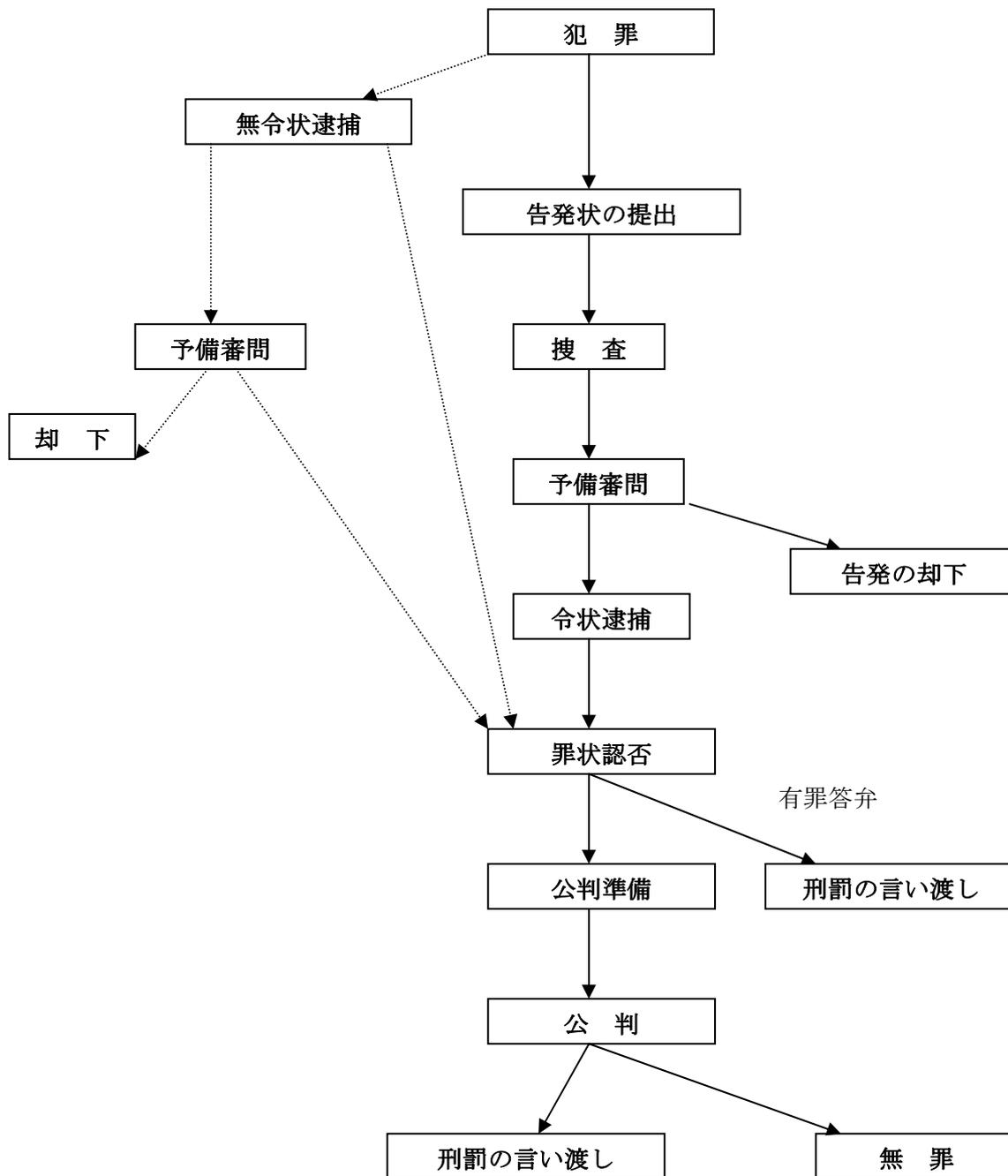
<sup>40</sup> 池田 1999b:134-135 ページ

<sup>41</sup> Rules of Court, Rule 118, Section 1

<sup>42</sup> 同上

<sup>43</sup> ヴィスタ 1993:111 ページ

**(参考) フィリピンの司法手続の流れ**



**カ. 司法手続等における加害者更生の位置付け**

女性とその子どもに対する暴力防止法の第 41 条において、社会福祉開発省は、加害者が怒りや激昂を抑えるための方法を獲得できるよう、リハビリテーションのためのカウンセリングと処置を提供しなければならないと定められている。必要な場合は裁判所が加害者に対して、精神医学的な対処や監禁に従うよう命令する。

社会福祉開発省では、男性加害者を対象に「ドメスティック・バイオレンスの加害者のための地域に根ざした更生プログラム」(Community-Based Rehabilitation Program for Perpetrators of Domestic Violence)を2005年1月から2008年6月まで実施している。この加害者更生プログラムでは、考え方、信念、関係形成への態度を変えることによって行動を変えるというモデルに基づき、加害者が自己管理や行動に責任を持つことを習得させることを目指している。加害者は、それぞれの心理行動類型ごとにグループ分けされる。加害者だけではなく、家族や地域社会にも介入し、家族や地域社会の機能回復を目指す。このプログラムでは、加害者を中心とし、更生され訓練を受けた加害者が「男性サポート・グループ」(Men's Support Group)として地域のリーダーとともに他の加害者の更生に関わる<sup>44</sup>。

### 参考文献

- 池田秀彦 1999年 a 「フィリピン刑事手続研究序説(一): 裁判所組織、訴訟関係人および予備審問を中心として」創価大学法学会『創価法学』第28巻第2号 101-116 ページ
- 池田秀彦 1999年 b 「フィリピン刑事手続研究序説(二): 捜査の方法、公判手続および救済制度を中心として」創価大学法学会『創価法学』第28巻第3号 125-144 ページ
- ヴィスタ、ロジェリオ・F 1993年「フィリピンにおける犯罪防止と刑事司法制度」『法務研究』60号 103-118 ページ
- 遠藤聡 2006年12月「短信: フィリピン憲法改正をめぐる論議—大統領制から議院内閣制への道程—」国立国会図書館『外国の立法』第203号 185-194 ページ
- 太田達也 2000年「被害者支援をめぐるアジアの最新情報」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集: 第一巻 犯罪被害者論の新動向』成文堂 359-426 ページ
- クマラスワミ、ラディカ 2001年「家庭内における女性に対する暴力: ラディカ・クマラスワミ国連人権委員会特別報告者 報告書(抜粋)」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2001 ドメスティック・バイオレンスに対する取り組みと課題』現代人文社 82-94 ページ
- 財団法人自治体国際化協会 2004年「フィリピン共和国連邦」『ASEAN 諸国の地方行政』113-142 ページ <http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j13.pdf> (2008年3月17日アクセス)
- ノリエド、ジョゼ・N 2002年『フィリピン家族法』奥田安弘・高畑幸訳 明石書店

Environment Australia for the Asia Pacific Economic Cooperation (APEC). 2000. "The Philippines." *Localising Agenda 21: A Guide to Sustainable Development for the APEC Region*. Australian Government Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts. <http://www.environment.gov.au/esd/la21/guide/pubs/philippinesprofile.pdf> (accessed on March 17, 2008)

<sup>44</sup> 2008年3月10日付 Department of Social Welfare and Development, Policy Development and Planning Bureau からの回答に基づく。

- Fajardo, Rod P. III. 2006. "In Defense of Battered Women." *The UP Forum* 7(6) November-December 2006. University of the Philippines.  
<http://www.up.edu.ph/upforum.php?issue=16&i=121> (accessed on March 17, 2008)
- National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW). 2005. *Report on the State of Filipino Women 2001-2003*.  
[http://www.ncrfw.gov.ph/inside\\_pages/downloads/reports/rsfw2001to2003/default.htm](http://www.ncrfw.gov.ph/inside_pages/downloads/reports/rsfw2001to2003/default.htm) (accessed on February 28, 2008)
- People of the Philippines v. Marivic Genosa*, G.R. No. 135981. 2004, January 15. Available on the Supreme Court of the Philippines website at  
<http://www.supremecourt.gov.ph/jurisprudence/2004/jan2004/135981.htm> (accessed on March 17, 2008)
- World Bank. 2000. "Court System." *Philippines—Legal and Judicial Sector at a Glance*.  
<http://www4.worldbank.org/legal/database/Justice/Pages/jsRole.asp?Country=2975&cD=Philippines&Year=2000&Role=20> (accessed on March 18, 2008)
- Anti-Rape Law of 1997 Republic Act No. 8353. Available on the Supreme Court of the Philippines website at  
<http://www.supremecourt.gov.ph/gender/laws/criminal/R.A.%208353.pdf> (accessed on March 17, 2008)
- Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004, Republic Act No. 9262. March 8, 2004. Available on the Department of Social Welfare and Development website at <http://www.dswd.gov.ph/images/articles/RA9262.pdf> (accessed March 13, 2008)
- Family Code of the Philippines Executive Order No. 209 (As amended by EO No. 227 and RA 9225). Available on the Government of the Philippines  
<http://www.gov.ph/faqs/familycode.asp> (accessed on March 17, 2008)
- Family Courts Act of 1997 Republic Act No. 8369. Available on the Child Protection Website at <http://www.childprotection.org.ph/databases/docs/ra8369.doc> (accessed on March 17, 2008)
- Rape Victim Assistance and Protection Act of 1998, Republic Act No. 8505, February 13, 1998. Available on the Supreme Court of the Philippines website at  
[http://www.supremecourt.gov.ph/gender/laws/health\\_and\\_social\\_welfare/REPUBLIC%20ACT%20NO.8505.pdf](http://www.supremecourt.gov.ph/gender/laws/health_and_social_welfare/REPUBLIC%20ACT%20NO.8505.pdf) (accessed on March 18, 2008)
- Rule of Courts of the Philippines 1964. Available on the Supreme Court of the Philippines website at  
<http://www.supremecourt.gov.ph/court%20issuances/rules/index.php> (accessed on March 18, 2008)